

道路(歩車道)パトロール点検マニュアル

点検対象 項目(内容)	点検の方法(視点)	異常箇所 発見時の対応
破損	・舗装のはがれはないか。 ・舗装のひび割れはないか。 ・道路構造物に破損はないか。 ・排水施設(L型、U型側溝)に破損はないか。 ・道路附属物に破損はないか。 ・交通安全施設に破損はないか。 ・平板ブロックはガタついてはないか。	・応急措置が可能な場合は、措置する。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置し道路管理課に連絡する。
陥没	・道路陥没はないか。	・陥没の大きさ(幅、長さ、深さ)を計測、黒板に記載し、写真を撮る。 ・陥没原因を調査し、応急措置が可能な場合は、措置する。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置し道路管理課に連絡する。
落下物 投棄物	・落下物はないか。 ・投棄物はないか。	・除去・清掃する。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置し道路管理課に連絡する。
崩壊 崩土	・崩壊、崩土、地すべりはないか。	・応急措置が可能な場合は、措置する。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置し道路管理課に連絡する。
倒木 枯木 根上がり 雑草	・倒木、枯木はないか。 ・根上がりはないか。 ・道路上に雑草が生えてないか。 ・通行上支障等のある草木はないか。	・応急措置が可能な場合は、措置する。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置し道路管理課に連絡する。 ・民有地の木は、緊急時以外措置しない。
凍結 積雪	・路面の凍結はないか。 ・路面に積雪はないか。 ・凍結防止剤の不足はないか。	・凍結防止剤を散布する。 ・対応不可能な場合は、道路管理課に連絡する。 ・凍結防止剤を補充する。
動物の死骸	・動物の死骸はないか。	・環境業務課に連絡する。TEL 861-4524 ※業務時間外は、応急対応する。
その他	・水たまりはないか。 ・道路冠水はないか。 ・道路情報板の異常はないか。 ・路面、側溝に堆積物はないか。 ・道路交通、道路管理に支障のある事項(廃油、薬品、事故等)はないか。	・応急措置が可能な場合は、措置する。 ・対応不可能な場合は、安全施設等を設置し道路管理課に連絡する。

①パトロール車輛に携行する用具等

携帯電話、カメラ、黒板、スコップ、バケツ、ツルハシ、ハンマー、カマ、ほうき、巻尺、ボール、ゴミ袋、手袋、セーフティコーン、黄色回転灯、ヘルメット、保安チョッキ、方向指示板、合図灯、常温混合材、碎石、住宅地図、認定路線網図、その他

②常温混合材、油吸着材、凍結防止剤の資材等は、現場事務所(瀬戸内町)で補充し、パトロール日報に使用数を記入すること。

③維持作業により発生したゴミ等は、現場事務所(瀬戸内町)のコンテナに処分すること。

④市道以外で道路の異常を発見した場合は、各管理者に連絡すること。

国道(指定区間) 国土交通省 高松国道維持出張所 TEL 087-881-4317

国道(指定区間以外)、県道 香川県 高松土木事務所 TEL 087-889-8906

農道・その他 高松市道路管理課から各管理者へ TEL 087-839-2515

⑤道路管理課職員から指示があった場合には、写真及び図面等、資料を作成し、提出すること。

⑥緊急の対応ができるように連絡体制を整えておくこと。